

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称 防護措置に関する廃棄物埋設施設の深度の基準の見直し			
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門 児嶋 洋平 電話番号:03-5114-2100(内線:4600)		
評価実施時期	2018年8月1日		
規制の目的、内容及び必要性	<p>【目的】 本規制の目的は、放射性廃棄物に含まれる特定核燃料物質を盗取や妨害破壊行為から防護するために適切な核物質防護措置を講ずることである。</p> <p>【内容】 最新のトンネル施工の深度等、地下の利用状況を踏まえて、すべての坑道について埋戻し及び坑口の閉塞を行った場合に防護措置が不要となる廃棄物埋設の深度の基準を、地表から深さ「50メートル以上」から「70メートル以上」に改めるものである。</p> <p>【必要性】 最新のトンネル施工の深度等、地下の利用状況を踏まえると、深度の基準をより深いものへと改めず、現行の「50メートル」のままとした場合には、埋設された放射性廃棄物への接近等が懸念され、盗取や妨害破壊行為の蓋然性が否定できない状況が継続することとなるため、当該深度の基準を「70メートル以上」に改める必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第36条	
想定される代替案	廃棄物埋設施設の深度の基準の変更については、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合において、人間侵入を誘発することを避けるため最新のトンネル施工の深度等の地下の利用状況を鑑みて検討された。これを受け、「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について」(平成28年8月31日原規技発第1608312号原子力規制委員会決定)(以下「埋設に係る規制の考え方」という。)がまとめられ、当該深度の基準の変更が示された。本改正はこれらの検討等を踏まえて当該深度の基準の見直しを行うものである。この廃棄物埋設施設の深度の基準の見直しは、埋設された放射性廃棄物に容易に接近することを防ぐためのものであるためその他の代替案は考えにくい。		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	現在、本改正により規制の対象となる事業者は存在しないことから、検証はできないが、本改正による将来的な事業者の遵守費用増は否定できない。		
(行政費用)	特段発生しない。		
(副次的な影響等及び波及的な影響)	特段発生しない。		
規制の便益	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守便益)	最新のトンネル施工の深度等地下の利用状況を鑑み、防護措置を要しない廃棄物埋設施設の深度の基準を「地表から深さ50メートル以上」から「地表から深さ70メートル以上」に改めることにより、埋設された放射性廃棄物への接近等の懸念を排除し、放射性物質の盗取や妨害破壊行為の蓋然性を十分低くすることができると考えられる。		
(行政便益)	特段発生しない。		
(副次的な影響等及び波及的な影響)	本改正により、将来的な放射性廃棄物の埋設事業における副次的な影響として盗取や妨害破壊行為等のテロリズム行為の発生やそれに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができると考えられる。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本改正による事業者の遵守費用増は否定できないが、本改正は放射性廃棄物に含まれる特定核燃料物質の盗取や妨害破壊行為の蓋然性の低減を目的としており、費用効果分析にはなじまないと考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	原子力規制委員会での議論において、今回の改正案に関する異論等の特記事項はなかった。 (関連事項) ・原子力規制委員会の検討結果 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000162.html) ・廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合 (https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/hairo_kisei/index.html)		
レビューを行う時期又は条件	本改正と併せて措置される原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備と共に、同法の施行後5年以内に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。		
備考			